

1. 開 会

事務局 大変長らくお待たせいたしました。ただいまから社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会第5回都市計画部会を開催させていただきます。

先生方には大変お忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日御出席いただきました委員及び臨時委員の先生方は、26名中10名ということで、社会資本整備審議会令に定めるところの定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

初めに、お手元の資料がかなり大部になっておりますが、一覧表にございますように全部で12種類の資料がございます。資料1、資料2、そしてA3の大きな紙が資料3-1ですが、資料3が3-1から3-8までございまして、資料4、5とございます。御確認をいただきまして、過不足がございましたら、お申し出いただければと存じます。よろしくございますでしょうか。

なお、御発言の際には、恐縮ですが、マイクのスイッチをオンにいただきまして、さらに御発言終了後はオフにいただきまして、お願い申し上げたいと思っております。

それでは、以後の進行を部会長、よろしくお願い申し上げます。

2. 議 事

(1) 21世紀型都市再生ビジョンについて

部会長 本日は、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日は「21世紀型都市再生ビジョン」の審議の3回目でございます。それでは議事に入らせていただきます。

平成13年7月5日に、国土交通大臣より社会資本整備審議会会長に対して、「国際化、情報化、高齢化、人口減少等21世紀の新しい潮流に対応した都市再生のあり方はいかにあるべきか」という包括的な諮問をいただきました。そして、この包括的な諮問全体に対する答申として、都市再生ビジョンの策定に向け、現状や課題について前回まで御議論いただいているところでございます。

本日は、事務局より「都市再生ビジョン」のたたき台が用意されておりますので、骨子につきまして御議論いただきたく存じます。

それでは、事務局より資料の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、都市再生ビジョンの骨子に関する資料に基づきまして御説明申し上げます。まず資料3-4をお開きください。

これまで都市再生ビジョンのとりまとめに当たりまして、4月、6月と部会を開催しております。資料3-4は6月9日の都市計画部会における審議のポイントですが、今回、骨子となるべき枠組みを示しておりますので、これに基づいて前回の御発言を分類させていただいております。時間の関係もございまして、また後で御確認をいただければと思

います。

次に資料3 - 5でございますが、都市再生ビジョンを策定するに際し、これまで公共団体、あるいはNPOの方々、また有識者などをお呼びいたしまして7回ほど勉強会を開催しております。勉強会において出た意見のエッセンスを1～2ページにまとめてございます。そのほか、7月8日以降、各勉強会でいろいろな有識者の方々から出ました項目につきまして、3ページから16ページまで、簡単ではございますが、御紹介をしてございます。これも時間の関係がございますので、後でお読みいただき、御確認をいただければと思います。

次に、資料3 - 6でございます。これは前回の6月の部会で委員の皆様からいただいた提出資料でございます。今回、この提出意見もあわせて骨子の中に組み込めるものは組み込んでおりますので、再度提出をさせていただいておりますが、あわせて御確認をいただければと思います。

先ほど部長のお話にもございましたように、平成13年7月5日に、「国際化、情報化、高齢化、人口減少等21世紀の新しい潮流に対応した都市再生のあり方はいかにあるべきか」という諮問をいただきまして、あわせて、このビジョンのほかに次世代参加型まちづくりの方策とか、民間の都市活動を促す都市計画の枠組み、さらには木造密集市街地解消のための方策といったテーマで個々に小委員会を設置いたしまして、それぞれ御審議をいただいているところでございます。このうち本日午前中に審議のございました次世代参加型まちづくり以外のものは既に小委員会としてまとめられたところでございまして、資料3 - 7のこの後御説明申し上げます21世紀型都市再生ビジョンの大きな枠組みの中に、小委員会報告、既に出ているものがほとんどでございましてけれども、12月にとりまとめ予定の次世代参加型まちづくりとあわせて、内容のエッセンスは組み込んでいきたいと考えているわけでございます。

お話が前後いたしますけれども、資料3 - 8をごらんいただければと思います。年内をめどにいただくことを予定しております、一昨年7月5日の諮問に対する答申の構成案でございまして、本日から御議論いただきます都市再生ビジョン、それからこれまでに報告をいただきました各小委員会の報告、それから12月にとりまとめ予定の次世代参加型まちづくり方策、これについてもすべて報告としてあわせて添付する、あわせての答申にしたいと考えております。

なお、昨年の2月7日にとりまとめました中間とりまとめにつきましては、文字どおり中間でございまして、今回のビジョンの中に内容は組み込んで記述することといたしまして、答申そのものには添付しない方向で行きたいと考えております。

それでは、資料3 - 1に戻っていただきたいと思っております。これまでの各小委員会の御議論、それから4月と6月の部会におけます先生方の御審議、また6月にいただきました文書での先生方の御意見をとりまとめ、事務局として全体のビジョンの骨格の案をつくらせていただきました。大ざっぱではございますが、俯瞰できますように資料3 - 1にまとめておりますので、ごらんいただきたいと思います。

「都市再生ビジョン（仮称）骨子」ですが、21世紀になりまして初めてのビジョンでございまして。何を訴えかけようかということで、キャッチフレーズといたしましては、「快適で美しい『生活・活動・交流空間』を都市に取り戻し、新しい時代の変化を乗り切る21

世紀型都市再生ビジョンの提案」ということで御提案させていただきたいと考えております。

20 世紀における都市問題の動向、それから 21 世紀に入りまして 30 年後あるいは 50 年後の人口なり D I D のフレームも事務局の方で試算をしておりますので、一部は前回までに御紹介をしておりますが、念のために復習、紹介をさせていただきたいと思っております。

「背景」にもございますように、既に我が国は人口の 8 割が都市に居住する都市型社会を迎えております。あと 4 年しますと日本国の全土で初めての人口減少、10 年後にはさらにまた全土で市街地の縮小も始まっていくということで、歴史的な転換期に入っております。この間、超高齢社会の到来、一方で国際化・情報化への対応といった大きな時代のうねりがあるわけがございます。こういう中で、これからの都市のあり方を考えていく上で前提とする人口の構造とか D I D の市街地の状況が気になるわけがございます。

資料 3 - 3 として関連のデータ集がございますので、主なフレームについて幾つか御紹介を申し上げたいと思っております。

1 枚開いていただきますと、これからのデータの中では主に 2030 年を将来を推計をし得る一つのめどと考えまして、幾つかの推計をしております。

次のページですが、全国に 88 の都市圏を設定いたしまして、群青色は昼間人口が夜間人口を上回る都市、職場を含めて活動の場である地域で核都市でありますし、それ以外は、そこに集まってくる関係の深いエリアを水色で示しておりますが、周辺部をあわせて都市圏ということで三大都市圏、政令市を中心にした都市圏、それ以外で人口 10 万以上の地方都市圏、それ以外の非都市圏といった区分でフレームをつくっております。

何枚か飛ばしていただきますと、下に 1 ページから 36 ページまで番号を打っております。1 ページは都市圏別の人口の推移でございます。真ん中のグラフにもございますように、全体といたしまして 2006 年に総人口は 1 億 2774 万でピークに達した後、減少過程に入るということで、個々の説明は省略いたしますけれども、3 ページ以降、三大都市圏、政令指定市を中心にした都市圏、人口 10 万人以上の地方都市圏、それ以外の非都市圏などにつきまして、平成 42 年（2030 年）までの年齢別の人口区分に従いまして、その動向を分析してございます。

これによりまして、資料 3 - 1 を見ていただきたいのですが、「背景」の左の表にございますように、特に大きな問題は、現在人口の 17 % を占める 65 歳以上の老年人口の割合が 30 年後には 3 割に達し、3 人に 1 人が御老人という社会になるということでございます。また、都市圏別の人口の減り方としては、右の表の「人口」の欄にございますように、規模の小さい都市圏ほど減り方が大きくて、三大都市圏や政令指定市等では 30 年たっても 30 % 弱の減でございますが、非都市圏では 24 % の減になるといった状況もございまして、こういう中でそれぞれの都市の姿をどう描くかということが問題になってこようかと思っております。

資料集に戻っていただきまして、7 ページでございます。三大都市圏を中心に都市圏は人口も含めて何とか賑わいがあるのでございますけれども、非都市圏の人口減少が際立って低下をしていくということで、人口密度がどうかというものを調べたものでございます。西暦 2000 年、現在、非都市圏につきましては平方キロ当たり 65 人という人口密度でございまして、現在首都圏が 2500 人ということですから、40 分の 1 ぐらいの密度となります。ま

た、一つランクが上の地方圏でも 198 人ということで、非都市圏の人口の希薄化が大きな社会的な問題になってこようかということでございます。

時間の関係もございますので、ほかのデータは後でまたごらんいただきたいと思います。

それから、D I D 地区の将来推計をしたものが 12 ページ以降でございます。12 ページの枠内に書いてありますように、D I D 地面積の将来推計をしてみますと、グラフにもございますように、三大都市圏が一番上の菱形をつないだものですが、2010 年ごろをピークに 10 年後から徐々に減少し始めるという状況でございます。そのほか、政令指定市の都市圏、30 万以上の都市圏もほぼ同様の状況になるかということでございます。

14 ページですが、高齢化につきましても欧米諸国に比べてスピードが速く、2006 年には老年人口の比率が 20.5 % ということで、2 割を超えますと超高齢社会という定義になるそうですが、超高齢社会に入っていくということで、まさしく人口減少、超高齢化が同時に到来するというところでございます。

それにあわせて、15 ページですが、世帯の類型にも変化がございます。とりわけ 10 年後には高齢者の単独世帯の比率が相当高まっていまして、32 年には 11 % まで高まるということで、あと 10 年たちますと、結婚しない単身、高齢単身を合わせた単身者世帯が世帯類型の中でトップを占めるような状況になってきます。これは若い方々のライフスタイルの影響もございますけれども、まちづくりの中でどういう形で受けとめていくかという問題も出てこようかということでございます。

18 ページですが、地元への大学の進学率も最近に変化がございまして、東京・大阪圏へ集中する傾向から、各地方の大学でも T L O などの企業や民間に開かれた技術移転、ノウハウ移転の取り組みが進んでおります。また、親のふところの具合ということもあるかと思いますが、学生の地元志向が進んでいるといった状況もございます。

20 ページにまいりまして、女性のライフスタイルにつきましてもかなり変化がございます。女性だけで見た年齢別の労働力も、子育て前後の 30 代を中心にして M 字曲線が際立っておりましたが、最近では欧米型に滑らかになって、女性の参加が進んでいるといった状況等もございます。

24 ページは、まちづくり N P O の推移でございます。「まちづくりの推進を図る活動」ということで、いわゆる 3 号法人でございますが、4 つの棒グラフのうち下から 2 番目の折れ線グラフのように、特にここ 1 ~ 2 年は急に伸びておりまして、こういった N P O をまちづくりの主役として位置づける時代が既に来ているのではないかとございます。

時間の関係もございますので少しはしょりまして、35 ページの表を開いていただきたいと思います。20 世紀は、特に戦後を通じて住宅社会資本ストックを着実に蓄積したわけでございますけれども、相当蓄積が進んでまいりますと老朽化の問題等も生じてくると思います。

最初の棒グラフは住宅の平成 10 年のストック調査ですが、平成 10 年に我が国に存在しております住宅について建築年次別に並べたものを、終戦前後を抜きにして全部足し込んでみますと、真ん中に来るのが昭和 55 ~ 56 年ということで、5 年前の状況ですが、日本全国で建っている終戦後の建物については、平均すると平均年数 20 年といった状況でございます。20 年ぐらいで建てては壊すという大量生産、消費・廃棄型の社会を今ま

を進めてきたという一つのデータがあらわれていようかと思えます。戦後にできました質の悪いものはかなり滅失しましたので、これからは質の高いものが残っていくということで、今申し上げたような状況は必ずしもこれからの問題ではないかと思えますが、グラフとしてお出ししております。

36 ページですが、これに対して西欧諸国はどうかということでございます。住宅建築物は、定義も若干違うのですが、大ざっぱに申し上げますと、住宅建築投資に占める維持補修（リフォーム等）の場合、日本の場合は大体 2 割ですが、ヨーロッパの場合は 4 割から 5 ～ 6 割に達してありまして、これからは耐久性の高い、質の高いものを長くリフォームしながら使っていく時代が来るのではないかとということでございます。

それから、社会資本関係でございますが、35 ページの下にございます。今年の国土交通白書で推計されたものですが、西暦 2000 年までの国土交通省所管の道路、空港、港湾、公園、下水道などの土木系を中心にしたインフラの毎年度の事業費の実績でございます。西暦 2001 年以降、例えば事業費同額、あるいは 1 % ずつ減にしていっていった場合、義務的経費は支出が義務づけられているわけですが、維持管理投資、橋梁の架けかえや大規模な下水管渠の取りかえといった更新投資が急増していきます。一番上の赤は天変地異による災害復旧投資ですが、この間の青い部分が新規投資に回せる割合でございます。整備も着々と進展しておりますけれども、このままいきますと 10 年後には維持管理のウエイトが 5 割から 6 割、特にケース 2 ですと 2050 年を待たずに新設に回せるお金はなくなるという理論値でございますが、そういう状況になってくる。そういう中で、ストックの維持修繕あるいは更新のあり方も考えていく時代に入っているということでございます。

以上、簡単ではございますが、データの整理をさせていただきますと、1 枚紙に戻させていただきます。こういうフレームの中で今後どういう都市空間の整備をしていこうかということですが、これまでの御審議を踏まえて事務局で 4 つのテーマを御用意させていただきました。

は、先生方の御発言の中でも一番基礎的でありました安全・安心で持続可能なまちをつくっていくということでございます。どういう都市構造でつくっていくかという点につきましては、市街地の小委員会などでも、市街地が縮小する中で、集約型、いわゆるコンパクト化の方向でやっていこうという提言も検討されております。街の構造も、こういった集約型を目指すだけではなく、東京圏のように首都圏全体をメガロポリスとして考えなければならない都市構造から小都市のような都市構造まで、いろいろなケースで考えなければいけないと思えますが、こういった例を抜きにして大都市、地方都市で考えた場合には、人口の減少する都市については、これまで拡散化してきたエリアは都心を中心に集約し、またその中の建設・開発のあり方としては修復し、よいものを保存していくという形での行為を積み上げていく都市構造に転換すべきではないか。また、人口増が続く都市については、成長管理によって都市構造をコントロールしていくことが必要ではないかということでございます。

こういうサスティナブルの中で、ここでは「医・職・住」と書いてございますが、現在は都心に保健・医療・福祉、あるいは職場、住まい等、老人などが生活の必需的な機能を全部満たすようなものがなくなってしまうおそれがございますので、歩行生活圏を中心に、コミュニティが持続する都市のあり方を考えなければいけないということでございます。

また、安全・安心につきましては、既に小委員会などの御報告もいただきまして、密集市街地法の改正、また特定都市河川浸水被害対策法の制定など、既に取り組んだところでございます。

説明の都合もあって順序が前後いたしますが、次がでございます。各都市ごとに、どういう形態ではあれ、サステナブルな都市構造を目指すということでございますが、都市再生本部の区分としては、例えば競争力が低下している東京圏・大阪圏などの大都市は、国際競争力を向上させるため、環状道路をはじめとする高速交通体系の整備とあわせてリーディング・プロジェクトの推進、あるいは大型民間都市開発の推進を進めているところでございますし、また、「稚内から石垣まで」というテーマで全国の地方都市の再生も現在進めております。個性と活力あふれる地方都市の再生のために、地域の歴史や文化、あるいは高等教育機関などの知的資産、こういうさまざまなものを地域資源として活用したり、ITを活用いたしまして、SOHO、コミュニティ・ビジネスといった都市型産業の起業を促進したり、新たなや市場を街中で創造する、また多様なまちづくり活動を支援するような仕組みを整える、こういったことを絡め合わせながら、都市の構造にふさわしい活力と魅力を持った街に変えていく必要があるかと思えます。

こういう街に変えていく発想として、これからの1世紀、日本全土をどんな合い言葉でやったらいいのかということで、ですが、事務局としては都市美空間を創造することを提案させていただいたらどうかと考えております。「都市美」という用語自体は大正期からございますが、最近では幾つかの市町あるいは都県でも、条例やこういう名を冠したマスタープラン、あるいは書も出てきております。ハード中心の良好な景観、あるいは緑の形成に加えまして、都市の中には実際に人が暮らして活動し、そこに歴史と文化の蓄積があるわけでございますから、こういったハードとソフトと人の営みからくる文化の総体としての都市美空間をつくっていくという方向で、21世紀を「景観を創造していく造景と文化の世紀」、また「都市美空間」をこれから日本のブランドにしていこうではないかという合い言葉で、いろいろな施策をもう一度見直してみたらどうかということでございます。また、後で御紹介いたしますけれども、来年の通常国会では、特にコアとなります景観、緑に関する関連法制度の新法あるいは改正などを用意しているところでございます。

こういった取り組みを実際に運動論の過程でどのように受けとめるかということでございますが、でございます。本日の午前中も議論がございました次世代参加型のまちづくりのシステムを構築するということでございます。まちづくりの計画段階から多様な主体の参加が可能となりますよう、住民やNPOも行政に加えたもう一つの主役ととらえまして、いろいろな機会の窓を開放しながら、提案・協議・合意をしていただき、合意でできたルールについては不服があってもお互いに責任あるそれぞれの役割を実行していただくという方向でとりまとめをされつつございます。こういった参加の中で、昨年7月には都市計画における提案制度なども創設されて、仕組みも強化されてきているところでございます。

そのほか、骨子の中では政策展開の基本的視点といたしまして、大都市であれ地方都市であれ、それぞれの場で民間の資金やノウハウを積極的に活用し、また、住民主体のまちづくり活動によりまして新市場を創造していこうということをうたっております。新市場と申しましても、国民経済計算に載るような市場から地域通貨のような必ずしも貨幣価値

によらないようなものまで含めて、活力の場を創造していこうということでございます。

また、 で御紹介しましたようなパートナーシップのあり方、これがこれからの政策展開の2点目の柱になります。

3点目は、成果を重視する都市政策ということで、今月上旬に閣議決定が行われました公共事業の重点化計画でもアウトカム重視の公共事業計画にシフトしてきておりますけれども、都市政策につきましても、適切な情報公開、評価を含めてアウトカムで評価をする。また、狭い意味の都市政策に限らず、住宅、交通、福祉、文化、観光といった関連する政策分野も含めて、広い意味での都市政策の総合化を念頭に置いて、効果の高い取り組みをしていくということを書いたらどうかと考えております。

「都市再生ビジョン（仮称）骨子」に戻っていただきたいのですが、今申し上げましたようなことで、1ページが冒頭の前書き、第1章はフレームの議論、5ページから第2章で4つの基本的な方向、それから11ページから第3章ということで民間投資の活用を図ることと官・民のパートナーシップ、それから成果重視の都市政策が今後の政策展開の大きな視点になるのだということをもとめてございます。

14ページ以降は、第4章ということで、これから具体的に取り組むべき項目につきまして、これまで小委員会で議論いたしましたコアになる施策、それから審議会で先生方からちょうだいいたしましたいろいろな御意見を一応10のテーマにくくりまして、「アクションプラン」ということで整理をさせていただいております。

1点目が駅周辺の拠点的エリアで、2～3年前の言葉ですと歩いて暮らせる生活をつくって、そこを生活・活動・交流空間にしていく。

2点目は、大都市圏の国際競争力の向上、大都市圏の経済活力が国家のパワーの源泉であるということから、引き続き取り組みを進めていくということでございます。

3点目が、地方都市の中心市あるいは大都市の歴史ある都心を中心にしたしまして、「まちの中心を再生させる民間投資」ということで、特に最初の丸ですが、コミュニティのレベルで広範な市場が生まれるような条件を整備していこうということでございます。先日の勉強会でもございましたように、地方の中心市街の商店主は、自分の店をたたまずに、そのままにしておくことが多い。イタリアや京都の街中では、テナント制で、やる気のある方々が入ってきて成功しているという事例もございました。

4点目が「戦略的な都市交通政策の展開」ということで、脱車社会に向けた明確なビジョンのアピール、5点目が「住民主体の地域運営の推進」ということで、勉強会でもエリア・マネジメントの手法について勉強いたしましたけれども、住民主体の地域のあり方について御議論いただければと思います。

6点目が、良好な景観形成と豊かな緑の創出に向けた法制の提案をしているところでございます。

7点目は、日本の都市の一番弱い都市観光をどうやって振興するかということで、ピーク時にあわせた料金設定などもあって滞在コストが高くなるとか、幾つかの提案を書かせていただいております。

8点目が「循環型都市構造の構築」、9点目が「安全・安心な都市の構築」、10点目が「政策課題に対応した今後の都市戦略」ということで、これからは都市と農村が対立する関係ではなくて共生する関係だととらえながら、考え方をさらに深掘りしていこうと。そ

のほか、大都市対策も、一つの県を越えて、大都市圏あるいは政令指定市も大きく都市圏の枠組みで議論していかなければいけない時代になりました。3つ目の丸は、事務方の方で進めています現在の大都市圏計画を実態としてよりよく進める上で、公共団体を含めた協議会方式による組織的な取り組み方についての検討を進めようということでございます。こういったこともあわせて、幾つか提案をさせていただければと思います。

以上、駆け足で御説明申し上げましたが、以上をビジョンの骨子としてお出しいたしますので、よろしく願い申し上げます。

事務局 それでは、私と公園緑地課長から、資料4、表題が「美しい景観と緑を総合的に実現するための『景観緑三法』の整備」という資料で御説明をさせていただきたいと思っております。

次期通常国会に向けて、ただいま企画課長から御説明申し上げました美しい都市をつくるための法制度の現在検討中のものについて御説明をさせていただきます。私からは総括と景観に関する基本方向を、公園緑地課長からは緑と屋外広告物について御説明させていただきます。

まず、1ページのポンチ絵でございますが、今回、美しい景観をつくっていくことの柱として、3つの政策、法制度を考えたいということでございます。

まず、我が国においては「景観」という冠を持った法律がございません。ここで国としての景観に関する基本理念等を明確化した基本法制をしっかりと整備したいというのが第1点でございます。第2点は、景観の大きな要素でございます緑につきましては、都市公園面積が少ないこと、その他の現状でもおわかりいただけますように、まだまだ不十分な点が多々ございます。そこで、公物管理法たる都市公園法、さらには緑地の保全に関する法律、これらについて総合的な見直しを行いたい。第3点目は屋外広告物に関する制度でございます。建物や工作物、緑に関するものに加えて、少し小ぶりではございますが、実は景観を大変阻害している要因として屋外広告物がございます。これらに関する制度をここで充実させたいという法律制度として3つ。さらに、この法制度だけではなかなかうまくいかないということで、税制面の支援と予算面の支援、つまり法制度、税制、予算、これらがいわば三位一体となって全国に美しい景観や緑を形成していきたい。結果として、私どもとしては、日本には入込客が少ないということですが、これからは世界に誇れる観光立国にしていきたい、さらには、景観というのは地域活性化の大変な資源でございますので、これを活用して地方都市も再生していきたい、そして環境の共生に努めたい、こういう大きな枠組みでございます。

2ページへまいります。今回、景観の基本構成という大上段に構えた取り組みをさせていただきたいと考えている背景ですが、まず現在どのような状況にあるかということをお報告いたしますと、現在、500弱ぐらいの地方公共団体で景観条例あるいは都市美条例、まちづくり条例といった形の自主条例がございます。地方公共団体においては大変積極的に景観の整備・保全の取り組みを行っていただいているところでございます。

一方、私どもがこの制度を考えるに当たって公共団体の方から個別に何日かにわたってヒアリングをさせていただきましますと、次のようなものが不足しているということが指摘されたところでございます。まず、景観というものについて、これからは積極的にそれをまちづくりの中核で進めていくということであれば、国民共通の基本理念をぜひとも国と

して確立すべきではないかということが第1点でございます。第2点は、景観の自主条例は届出・勧告という大変ソフトな手法で現在進めておられますが、これについてはさまざまな訴訟が起きるなど、限界が露呈をしてくております。これについて最後の強制力を付与する仕組みが欲しいということ。3点目として、予算補助という形で国からも少しずつまちづくり、景観づくりへの助成はしているのですが、これではなかなか不十分なので、国としての特に財政上に加えて税制上も支援できるような仕組みをつくってほしいという内容でございます。

以上のようなことを背景に、私ども国土交通省における「美しい国づくり政策大綱」や「観光立国行動計画」、また公共団体の方では全国景観会議や景観形成推進協議会といったものの要望、さらには今年の「『都市景観の日』宣言」等でぜひとも今のような内容を組み込んだ法律をつくってほしいという要請がございます。このような状況にかんがみまして、大変大上段ではございますが、景観基本法制に取り組みたいということでございます。

3ページにまいりまして、現時点で私どもが検討しております制度の枠組みでございます。

まず一番上の緑の箱ですが、景観についての基本理念、それから国民・事業者・行政の責務について、法文上、明確化したいと考えております。

そして、各地域での景観の形成について、今、条例等の中でもさまざまな景観の計画をつくっていただいております。これらについて、2段目の水色の部分でございますが、景観形成計画をつくっていただきたい。原則的には市町村を中心につくっていただきたい。ただし、広域的な観点、例えば河川の流域等、極めて広い市町村にわたるようなものについては都道府県の景観形成計画もつくっていただければと考えております。そして、このような計画については、私どもをはじめ公共事業を実施する省庁については配慮義務を課したいと考えております。

具体的な手法は、中ほどのピンク色で大きく囲んだ部分でございますが、現在の条例の実態にかんがみまして、景観形成地域という建築物や工作物について届出・勧告という規制誘導を行う緩やかな地域を、この法律に基づく地域として市町村が指定をできるようにさせていただきたいと思っております。

さらに、これだけではなかなか十分な効果を上げ得ていないことにかんがみまして、次の箱の中にある3つの手段を地方公共団体あるいは住民の方が組み合わせて使えるようにしてみたい。1点は、水色の枠に「景観地区（地域地区）」と書いてございますが、都市計画の地域地区制度として、建築物・工作物等の行為規制について一体的に定めるような良好な景観形成を図る地区を決めたい。この中では、高さや壁面線だけではなくて、色彩や意匠といったものについても強制力が一定の中で働くようにしたい。さらには、この区域を屋外広告物の規制対象地域にしたいというのが1つの手段でございます。

2つ目の手段は景観協定でございます。今、建築物協定あるいは緑化協定がございますが、実は青空駐車場や工作物が歯抜けになっております。そこで、建築物、工作物、それから緑地といったもの全てを含んで景観に関する協定が結べるようにし、一定の法律効果ということで承継効を持たせられるようにしたいと考えております。

もう一つの手段として、景観重要建築物の整備・維持保全計画がございます。いわゆる

ランドマークになるような良好な景観の中でも特に大切な建築物については、単に保全というよりは、積極的に手を入れて維持していただきたいというものでございます。

主にこんな手法で良好な保全を図っていただきたいと思うのですが、これに対して、規制だけでは景観という問題はなかなか守れない、支援の仕組みが必要だという御指摘がございまして。そこで、私どもとしては、3つの方面から支援をしていきたい。左側の橙色の部分のソフト面の支援が一つ、それから下の薄紫色の予算・税制による支援が一つ、そして右端の規制緩和による支援でございます。

まずソフト面の支援でございますが、左にありますように、1つは景観協議会という仕組みでございます。これは、官・民協議会、当該地域の住民と行政が一体となって、その景観をよくしていくためにいろいろ活用できる仕組みをつくりたい。そして、ここで主にねらいますのは、道路管理者や警察等、景観についてはさまざまな主体が絡んできますが、これらの参加主体について、この協議会で決まったことに対する尊重義務を課していきたい。時々、行政が一番みっともないことをするといった御批判もありますので、この部分で縛りをかけていきたいということです。

2つ目が景観整備保全推進機構でございます。公共団体だけでは景観というものの合意をつくっていくこともできませんし、いろいろな専門家を派遣することもできません。あるいは、景観上重要な建築物を直接管理していくこともできません。そこで、NPOや民法上の34条法人等について景観整備推進機構という位置づけを与えて、これらの仕事ができるようなことを考えたいと思っております。

それから、下の段の右側ですが、規制緩和でございます。景観地区はなかなか厳しい規制がかかってまいります。一方、この中で、高さ、壁面線、形態規制等を考えていただいた場合には、集団規定、あるいは特に重要な建築物について、これはまだ今後考えていく必要がございまして、単体規制や容積率の移転といったことも検討してみたいと思っております。

そして予算、税制でございますが、ランドマークになるような建物を買ったり補修したりするものへの予算上の手当てで、大変大きな期待がかかっているのは相続税の減免がございまして、これらについてもトライを重ねているところでございます。

最後に、左下に赤の点線で囲っておりますが、景観を考えていく場合には、もちろんいろいろな大企業も大切ですが、地域の工務店や大工、建築士、NPOの方などの協力が不可欠でございます。これは法文化できるかどうか、いろいろ議論がございまして。法律になるかどうかについては今後工夫をしてみたいと思っておりますが、こういう地域に根差した方々が積極的に支援をしていただけるような仕組みづくりをぜひとも位置づけをしたいと考えております。

こういった国政レベルの基本理念や責務、市町村レベルのさまざまな規制誘導策とソフト面の仕組みを組み合わせた総合的な法律をつくってまいりたいと、かように制度を検討しております。

以上でございます。

事務局 続きまして、緑に関する法制の抜本見直しと屋外広告物に関する制度の充実の検討状況につきまして、御説明をさせていただきます。

資料の4ページ目をお開きいただきたいと思っておりますけれども、左側に緑に関する法制の

抜本見直しの内容を掲げてございます。この内容につきましては、今年の4月に公園緑地小委員会の第2次報告におきまして、「今後の緑とオープンスペースの確保方策」の中で、「総合的・計画的な政策運営を推進するため必要な法制度のあり方」ということで3点ほど御提言をいただいております。1点目が、ここに掲げてございます都市緑地保全法と都市公園法の統合、2点目が緑地保全・緑化関係制度の方向、3点目が都市公園関連制度の方向について御提言をいただいているところでございます。

1点目の都市緑地保全法、都市公園法の統合の件ですが、これにつきましては、現在、緑地保全法の中に緑の基本計画制度がございますが、ここに都市公園の整備というものが明確な形で位置づけることになっておりませんので、これをしっかり位置づけたいということでございます。

2点目の柱の緑地保全・緑化関係制度につきましては、4点ほどございます。1点目は緑地保全地域の創設でございますが、これは都市近郊の里山などを対象として、樹木の伐採等の行為の届出という手法によりまして緑地を保全しようというものでございます。2点目が市民緑地契約制度で、現在は土地の所有者の申し入れによりまして設ける形になっておりますけれども、新たに人工地盤上あるいは屋上等の公開する緑化施設を追加したいということでございます。3点目が緑化地区の創設でございますが、既成市街地の区域の中で特に緑化を図るべきところにつきまして、地方公共団体の条例によって大規模敷地の建築物を対象に緑化率の規制を導入したいというものでございます。4点目が地区計画制度の活用でございますが、地区計画におきまして緑地の保全を位置づけた場合に条例で木竹の伐採等の制限をできるようにしたいということでございますが、いずれも緑地の保全及び緑化の推進のための多様なツールを確立していきたいということでございます。

下の「都市公園の整備・活用」でございますが、視点は効率的な整備と活用のための措置の充実を図りたいというものでございまして、1点目は再開発などで生じる空間を都市公園として設置する、あるいは多様な施設と立体的な利用が可能となるように立体公園制度を設けるものでございます。2点目は、都市公園の設置・管理につきまして、多様な主体による取り組みが可能となるように、要件を整えたいということでございます。3点目が、都市内にございます企業の遊休地などにつきまして、期限つきで借地公園を設ける場合に、現行法では期限が切れて都市公園を廃止する場合は代替の公園を確保するということが法律的に明示されておりますので、そういうことが必要ないような保存規定の見直しなどをしていきたいということでございます。

こういった制度の充実とともに、予算・税制によりまして実効性を高める取り組みをあわせて行うべく、予算の要求、税制改正の要望を現在しているところでございます。

右側は「良好な広告物景観」でございますが、屋外広告物に関する制度の充実でございます。先ほど都市計画課長からお話がございましたように、大量の違反広告物が街中に氾濫しておりまして、景観上、そぐわないという実態がございます。屋外広告物につきましては、美観風致の維持と公衆に対する危害の防止という観点から、屋外広告物法によりまして規制の基準を決めております。実際の規制は都道府県等において条例を定め、それに基づいて規制を実施しているところでございます。しかしながら、先ほど申し上げましたような大量の違反広告物があったり、あるいは行政指導に応じないような一部の屋外広告事業者が存在しておりますので、広告物と広告業に関する措置の両面から制度を充実して

いきたいということでございます。

1点目は広告物に関する取り組みですが、現在、人口5000人未満の町村につきましては許可制度を設定できるような対象外になっておりますので、これを全国に拡大する。2点目は、きめ細かな施策展開を図れるように市町村の役割を強化したいということ。3点目は、規制の実効性の確保を図るために、行政代執行法に定める手続によらないで、都道府県知事等が自ら違反広告物を除去できる簡易除却制度を充実したいということでございます。

これにつきましては次のページにどういうことかを掲げてございます。今年の6月、構造改革特別区域法の改正の中で違反広告物の簡易除却制度の対象範囲の拡大を行ったところでございます。現行制度におきましては、簡易除却の対象は、はり紙、はり札、立看板でございます。はり札や立看板につきましては紙を張ったものという非常に限定的な要件になっているところでございます。したがって、特区法の改正におきましては、はり紙、はり札、立看板につきましては、素材に直接印刷したはり紙、立看板を対象の物件に追加しますとともに、いわゆるのぼり旗、広告旗も簡易除却の対象にしたところでございますので、これを全国に拡大したいということでございます。

お戻りいただきまして最後の広告業に関する取り組みですが、現行は届出制になっておりまして、条例違反を繰り返すような悪質な業者も存在しているところでございますので、そのような事業者に対する措置の強化のため、登録制を導入しようというものでございます。

このような基本的な考え方で現在詰めておりますけれども、いずれにしましても、より美しい景観が整い、また緑豊かな都市環境の形成ができるような、まちづくり、都市づくりが推進できるように、制度の充実に向けて作業を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

部会長 御苦労さまでした。

それでは、以上の説明につきまして、御質問、御意見等がございましたら、御発言願います。

A臨時委員 まず、都市再生ビジョンの骨子についてですが、「官民のパートナーシップ」という言葉と「官民コミュニティのパートナーシップ」という言葉が出てきています。中身を見ればよくわかるのですが、キーワードとしてどちらかで統一したような気がいたしました。「民」の中にコミュニティが入るといった話だったら、それでいいのかもしれないですし、「民」というのはどちらかというとな企業的な活動を行うような組織で、市民社会とかコミュニティみたいなものは別物だという扱いであるなら、それは三者のパートナーシップだと考えるべきような気がしますので、その辺、言葉としてどうされるのか、検討いただければいかがでしょうかというお話です。

それから、10のアクションプランの内容も非常に素晴らしいものだとは思いますが、

と の内容が若干重複しているといえますか、区別が少しわかりづらいような感じがいたします。生活圈の話は街中の再生とか街の中心部の再生と密接に関連している話だと思いますので、その辺、それらがどのように違うのかという話を分けて書いていただいた方がいいのではないかと。全国とか地方都市を含めた再生という話であれば、それが一つの「テーマ」であるのかなと私は思いますし、むしろ歩行生活圈ということを含めた街の中心の

再生というふうに仕分けることができるのかなという感じがいたしました。

それから、資料4の景観・緑関連の法制度ですが、こういう制度の改革はぜひやっていただきたいと思います。ただ、それに当たって私個人として希望したいことを幾つか、御意見として申し述べたいと思います。

一つは、今日のお話を聞いていると、建築物とか土地の区画形質の変更、いわゆる建築基準法や開発許可制度に関連したような制度の話と、それから緑地系の制度が、法制度はもともと分かれているので、一応分かれて制度改革を行っているのですけれども、できればこれらの法改正がうまく連携して、漏れがないようにということです。特に景観とか風景というのは建築物と農地と樹林地等が一体となって形成している場合がありますので、そういうものを自治体はその場の状況に応じて、うまく保全したり景観形成ができるような制度にしていきたいと思います。制度の連携ということが一つです。

そのことと関連して、今も申し上げましたように、景観というのは地域ごとに相当違いますし、構成している要素も相当バラエティがあるわけです。したがって、自治体がメニュー性にして規制できる内容や誘導できる内容をあらかじめ高レベルで決めるのではなくて、なるべく自治体が条例の中で決めていけるように、市町村への入りの部分をぜひ多くしていただいて、柔軟性のある制度にしていいただければと思います。実際の運用の中でどういものが景観として重要なのかということがはっきりしてきた段階で、もう一度、そのあたりを考え直すことでもいいのではないかと思います。

以上です。

部会長 今回の御意見に対して。

事務局 今回、景観の基本法制の方をつくらせていただいたのは、この問題についてはまさに緑とか工作物、建築物を一体的に扱いたいという趣旨でございます。

それから、地域ごとで違うということですが、その意味では国・県・市町村というヒエラルキーにせず、国が基本理念といった国民的な意思統一の部分、そして基本は市町村にお願いしたい。県は限定的・広域的なものだけということにして、その中身についてもできる限り条例を使えるような仕組みを考えてまいりたいということで、今も検討中です。

B臨時委員 今回は都市再生ビジョンの問題ですが、結局、また都市景観の話でもあるのですが、都市の再生というのは、少なくとも建築物や工作物があるべき姿につくらなければならない。あるいは保存もあるかもしれませんが、今のままではまずいということが前提にあるわけで、必要な用途・容積をいかに確保しながら、かつ、いかにあるべき緑被率を高めていくかということで、その基準をつくっていかうということです。今までは、なるべくそういうものをつくらせないで緑地を守ったり景観をつくろうという考えが強かったと思うんですが、私は、景観と生活環境の向上とを両立させるには、建物をどれほど高層化するかということも非常に大事なんです。つまり、同じ容積なら、高層化して、なるべく土地を少なく使う、緑地をなるべく残すという形が必要だし、また、その方がコンパクトになって、生活もしやすいということになりますね。その辺の考え。

もう一つは、旧来のものを守るという考えが非常に強くて、今は本当に守るべきものなのかどうか疑問のあるレベルのもので、古いというだけで守れという話が多いと思うんですが、むしろ、より新しいもの、よりよいものをつくろうという方に力点があるべきではないかと思うんです。

この両方とも、この答申は基本的なところがはっきり書いていないのではないかと思います。なるべくコンパクト化しろと。コンパクトにするということは空を使うということだし、緑地を広げるには高層化するというものでなければならぬので、6階レベルと50階レベルでは十何分の1しか土地が要らない。6階レベルの街を再構しようとしているのではなくて、50階レベルのものをつくろうというのだと、おのずから緑被率は増えてしまい、コンパクト・シティ化もできる、道路率も増えるということになると思うんです。そういう街の景観はどうあるべきかということを考えなければいけない時代が来ているのに、そのことについて全然触れていないのは、答申として片落ちではないかと思っております。

部会長 ほかにどうですか。

C臨時委員 都市再生ビジョンの4つの基本的方向は非常に大切なことを挙げておられると思います。ここに挙げられた4つの項目が都市の中でどのように生かされていくかということが非常に重要な中身になっていくだろうと思うんです。

今の4つでいいますと、安全・安心、良好な景観、あるいは地域文化等については、特に現在の日本の都市では、犯罪の問題等は安全・安心に反する方向が急増しているような背景がある。あるいは、今回の景観の制度は極めて時宜に適したことで、各都市においても景観、地域文化ということはこれからの都市のあり方として重要な柱になるだろうというふうに取り組んできておられるので、これを国の制度としてもバックアップすることは大変重要なことではないかと思っております。

それが具体的なアクションの中でどう生かされるかということで気がついた点を一つだけ申し上げたいと思います。

この10のアクションの中で、の「大都市圏の国際競争力の向上」というのが骨子の14ページに書いてあります。ここに書いてあることはそれぞれもっともなことではあるのですが、4つの基本的方向と照らし合わせて、さらに書き込まれるべき点が相当あるのではないかというふうに感じているわけです。

第1は、特に東京、大阪のようなグローバル・シティといわれるような都市においては、安全・安心が極めて重要であることは論をまたないとして、良好な景観・緑、地域文化という項目は大変重要でありまして、これはB委員が言われたことに通じることですが、地域文化とか良好な景観・緑も、特にグローバルな都市の場合に、歴史の厚みがあるといえますか……。例えば、先日たまたまウイーンに参りましたけれども、パリにしてもロンドンにしても、そういうところはいずれも歴史の中の景観・緑、そして地域文化というものを大切にしている。日本は、特に明治維新の影響があるのかもしれませんが、日本の伝統的な文化をどれくらい大切に生かしていったらいいとか、そこに新しいものをどういうふうに組み合わせたらよいかということについて、どうも大変自信がなくなっているのではないかという気がするんです。

東京の場合には、明治、大正、昭和、そして平成とまいります、それぞれの時代ごとに先人がいろいろ苦労してつくってこられた財産を、どのように生かしながら歴史的な厚みのある文化を感じさせる都市をつくっていけるかという複眼的な価値観と都市の景観づくりの発想が大変希薄なのではないかと思っております。

一例を申し上げますと、バブルの時代、かつて日本建築学会が、近代といえますか、明

治以降の建築物について、“これは”というものをリストアップした。それは言ってみれば過半の建築物が壊されてしまっている状態です。ですから、B委員は守ることばかりとおっしゃいましたが、守ることもちゃんとやって、つくるべきことをやっていく、そういったふところの深い都市づくりをすることがグローバル・シティとしての世界的な価値を認識してもらふ非常に重要なことではないかと思います。そこらあたりが、このアクションの「大都市圏の国際競争力の向上」のところではどうもバランスが悪くなっている。これを読んでいると、いろいろな国の人たちが、日本の文化、日本の東京、大阪の文化あるいは景観について、今までの歴史の中で育まれたものに大変関心を持ってやってくるという街ができるのだろうか、非常に心配ですので、その辺のバランスをとって考えていただけないだろうかと思っております。

事務局 B委員とC委員の御指摘でございますが、そのとおりだと思っております。各論のところでも今回の御指摘を踏まえてしっかり書くようにいたしますが、6ページのこれからの都市構造をどういうふうに考えていくかという点、あるいは7ページの2の景観・緑と文化で組み合わせられた新しい都市部における空間をどういうふうにつくっていくのか、こういう点とも連動いたしますので、総論と各論のところでも十分に御趣旨を書き分けられるように、次回までによく検討したいと思っております。

それから、前後いたしますが、A先生の用語の重複、あるいは区分がはっきりしていないという点でございますが、次世代参加型まちづくりにおける用語の使い方を含めて、十分に整理をさせていただきたいと思っております。

以上です。

B臨時委員 お答えいただいたのですけれども、まだ少し不安なものですから、つけ加えて言わせていただきます。

今までは何となく、容積率が2倍を超えると街としては過密状態になって、よくなる。景観上も環境上も2倍が限界で、それ以上は耐えられるかもしれないが環境が悪くなる、それ以下は多少とも不経済かなといったような感覚がコンセンサスとしてあったように思うのですが、超高層化がむしろ安全・安心につながる。先進技術等ができて経済的にもできるという時代になってしまいますと、2倍どころか、6倍でも楽々と入るし、また、その方がいろいろな意味でいい。先ほど申し上げたので繰り返しませんけれども、都市の活性化、環境をよくする、あるいはまだ避難緑地をつくとおっしゃいますけれども、避難地をつくるより建物の中に逃げ込んだ方が早いと。逃げ出している暇があるくらいの地震ならいいんですけれども、そうでなかったら、みんなが逃げていっている暇なんかはないわけなので、建物や街自体を安全化するという方につくり変えていくべきときに、まだそんなことを相変わらず言っている。そういう考え方がおかしいと。

新しいテクノロジーや今後の都市の産業形態や生活態の変化も前提とした新しいビジョンをつくるべきではないのかと言っているわけです。ですから、6倍ぐらいは最低建てで、しかも目的とする環境と都市景観、その他まだいろいろあるのでしょうか、そういうものを実現していく緑化率、そういうものはどうあるべきかということをぜひ基本的に考えていただきたいと思っております。

部会長 何かつけ加えることはありますか。

事務局 最近、東京の都心を含めていろいろなプロジェクトも進行しておりますから、

最新の成果もまた十分に検証させていただきまして、それを踏まえて書き込んでいきたいと思っております。

D臨時委員 幾つか意見を申し上げたいと思います。

まず、「都市再生ビジョン骨子」です。全体をざっと見せていただいて、中身はかなり書き込まれている感じがあるのですが、特にタイトル、あるいはサブタイトルのところに、防災面でも防犯面でも「安全」という点とエコロジー、環境回復のことが出てきていないなという印象を強く持ちました。

例えば、「快適で美しい」とありますけれども、これはやはり「安全、快適で美しい」でよろしいのではないかという気がしますし、その後ろに「取り戻し」とありますが、これは趣旨どおり、「創造」でよいような気がします。

環境回復については、4つの基本的方向の、「住民・企業等の主体的参加で、21世紀を『造景と文化の世紀』に、また『都市美空間』を」と書いてありますけれども、これはかつてアメリカで盛んになったシティ・ビューティフルをどうしても連想してしまいます。何十年か昔にアメリカではやったシティ・ビューティフル運動でもないだろうと私は思うんです。ここは「環境回復と造景・文化創造」となっていれば、後ろが「都市美空間」でもよろしいかと思えますけれども、ただ「造景」と「都市美」と言うと、私の感じでは昔のアメリカの都市計画運動のような感じがしてしまいます。中身はもうちょっと緊張したものであるはずなので、環境回復とか安全ということがもっと見える形になっていいのではないかと思います。

それから、景観緑三法の整備ですけれども、これは待望のもので、大変期待しております。これに関して、ここでも議論したような気がするのですが、「景観」という言葉の極めてあいまいな内容という大問題があります。この中身は随分苦労されていると思うのですが、景観というのは、見て見える。だから、ランドスケープは、「View」という意味の景観と、「substantive」、「real」な、「ecological」な景観という意味と、両方の意味を使うんです。時代の流れからすると、最近アメリカあたりではランドスケープ・リアリズムと言い始めていますけれども、生態系を基盤とした地べたのでこぼこに沿った景観を重視して都市を計画していくというのがはっきりした傾向で出ているので、両方がうまく整合するような書き込みをしていただきたいと思います。「景観」という言葉を使わないのは無理でしょうから、scenery なランドスケープと ecological なランドスケープと2つの意味を含んでいるということ、うまくいったら、ぜひ書き込んでいただきたい。

それとの絡みで大変心配しているのは、これは生物多様性国家戦略との絡みもあるのかなと思うのですが、「都市近郊の里山の緑」というのが定形で出てきます。実は、多摩川、荒川、鶴見川、そして東京湾や三浦半島を抱えている東京首都圏は、里山ではなくて水辺が非常に巨大な自然空間なんです。私は、里山というのは農本主義的なイデオロギーの結実と思っているところがあって、困ったものだと思っているのですが、里山ではなくて、これは文字どおり「都市近郊の緑と水辺」というふうにしていただきたい。ただ、生物多様性国家戦略が里山主義になってしまいましたので、どうするのか、今さらけんかをしてもしようがないと思うのですが、「里山等の緑」、あるいはどう言いましょうか……。例えば、多摩川のアシ原を里山と呼ぶかということ、呼べないんです。三浦半島の大岩礁地帯、観光の資源になるようなところがいっぱいありますけれども、あれ

を里山と呼ぶのは無理で、最近「里川」と呼んだり「里海」と呼んだり、苦肉の策が登場して、これは英語でどう表現するのか。僕は「里山」と言い出した人たちに責任をとってもらいたいと思っているのですけれども、国交省はそういうところに引き込まれないスタンスをぜひとっていただきたい。使わなければいけないのであれば、「里山」も結構ですけれども、これは海も川もみんな含めた水と緑だということを、どこかではっきり言っておいていただきたいと思います。

3ページの景観の形成に関する制度、これもとても重要なことで、景観協議会、景観整備保全推進機構、両方について言えることですが、これもビューとしてのシーナリーなランドスケープだけではなくて、サブスタンティブなランドスケープを扱うということがちゃんと組み込めるようにしていただきたい。

それから、先ほど基本的には自治体というお話がありましたけれども、流域のような広がり場合には都・県ということもあったと思います。これは都・県を超えた、都・県連携ということを最初からはっきりと入れないとだめであろう。私は従来から東京首都圏を国際都市にするためにはグリーンベルトの再建が必要だということをしつこく言っている人間ですけれども、それは多摩川と多摩・三浦丘陵でやるしかないと思っていて、これを本気でやると東京都と神奈川県が組まなければいけませんし、非常に複雑に主体が関与しなければいけない。ある意味で首都圏整備計画レベルの話だと思っていますが、ランドスケープというのはそういう意味で扱うのだと。ランドスケープというのは、人が立って見渡せる景色だけではなくて、そういう広域の地べたのでこぼこを含んだ、そういうことがぜひつぶれないような作文にしていいただきたいと思います。

それから、うんと小さい話ですけれども、その次のページの「緑豊かな都市の実現」のところで、緑地保全に関して、「行為制限により緑地を保全」とか「地区計画に位置づけられた緑地における木竹伐採等を制限」とあります。これは非常に専門的なことですが、私は慶應義塾のキャンパスに5000平米ぐらいの雑木林再生を学生とやっています、大規模に樹木を伐採して、竹木を伐採するし、土石の位置変更をしているんですが、そうしないと都市の緑は再生できないんです。ここへもう一度現在の中身の全くない風致地区規制のようなものを持ち込んでだめだと思っています。そうではないと期待しますけれども、どんどん人が手を入れて木は切らなければいけないし、場合によっては土石の移動もしなければいけないわけです。でも、全体として生態系の健全を維持する、あるいは回復するというような書き込みをしていただきたいと思います。

E 臨時委員 全体的にはいいと思います。

一つだけ申し上げます。古い街並みをどうするかということも、B委員がおっしゃるようなことも重要だと思います。例えば、我々が京都に行きたいのは歴史や古い街並みを見に行くこと以外にはないんです。古いものをどう維持するかというのは後代への我々の使命ですし、そういうものに憧れるというだけでなく目に見えない価値があると思います。

今、国土や食料の守り方の知恵としての棚田は景観としても歴史的な遺産としてどうするかという問題があるんですけれども、この維持は経済的に見れば大変な負担の問題があって、困難な状況にあります。しかし保存の必要性を訴える声も強くあります。大手町界限を見ても、古いものも残しながらビルを建てているということもありますし、我々が地方に行っても、まず古いところを見るということが地域の価値だろうと思います。私の住

む近くに古くから有名な池がありますけれども、原因が近くの工業開発だったかどうかはわかりませんが、池に水がなくなって久しくなりますが、みんなが水の戻ることを期待して待っている。そういうこともありますので、古いものをどう維持するかということを考えていただきたい。

部会長 それでは、時間がないものですから、一々事務局側からの意見は聞かないで進めさせていただきます。

部会長代理 全体としては、かなりいろいろなことを書き込んであると思います。特に「背景」はピシッと書いてありますし、4つの基本的な方向も大きな柱としてはいいのですが、「良好な景観・緑」というのは、D先生が言ったような意味で、緑というのは樹木の緑に限定せず、もっと幅広いものだということがわかるようにした方がいいのではないかと。それから、「地域文化」というのは、日本の場合、各都市が東京を追従するような、商店街でいくと〇〇銀座とやるようなものではなくて、もっと個性的で自分たちが頑張れるようなものになるような意味が含まれていた方がいいのではないかと思います。

それから、大きなところでは、「政策展開の基本的視点」は、これでいいのですが、今、日本国の制度が右肩上がりの経済のときの制度のままでいる中、こういうふうにならなくなっていくのに制度がこのままでいいのかということについて何も書いていないのは、私としては非常に不満だということをおきます。

そういう意味では、10のアクションプランになりますと、上で「サステナブルな都市」と言いながら、の「循環型都市構造」のところは水だけしか書いてないという形で、10のプランのうち、国交省としてできることに主体を置いているのか、もう少し幅広に書くのかということが、もう少し何かあった方がいいのではないかと。今回一番よかったのは、今までのこの部会ではほとんど大都市問題しかさわっていなかったのが、少しでも地方都市が入ってきた、その点は評価するのですが、もしそこまでやるなら、もう少し地方都市が元気になるようなところを書いておいてほしいというのが私の要望です。以上です。

部会長 では、Fさん、どうぞ。

F委員 今日は骨子で、これから表現が詳しくなっていくのだと思うのですが、その場合に対する意見を申し上げておきたいと思います。

4つの基本的方向の は、国際競争力の高い世界都市と個性、そしてもう一つ、活力あふれる地方都市への再生ですけれども、これはそれぞれ方向が違うと思うのです。世界都市というのかなり概念が変わってきていると思うんですよ。パトリック・ゲデスが言っていたころの工業生産とか農業生産の中心地としての世界都市から、東京都も15年ぐらい前はそうだったんですけども、フリードマンたちが言っていた国際金融機能を中心とした世界都市概念から、その後、世界的にもワールドシティというと生活の質まで含めた形で広く考えて、そういった点も含めて充実しているので世界の人が集まるという概念の方を「世界都市」と言う傾向が強くなってきていると思うのです。

今、ここで世界都市と地方都市を対比した上での世界都市として東京や大阪を考えた場合には、今は都心の活性化が目立ちますけれども、それはそれでやっていかなければいけないけれども、その内容は15年ぐらい前に東京都が世界都市だと言っていたころとはかなり違ってきていると思うのです。今の東京都心の活性化でいえば、生活機能の向上とか、生活の質の向上という面でも努力してきている。

それから、このことと関連して、先ほどからちょっと議論になっていますように、守るべきものと変えなければいけないものと両方あると思うんですけども、そういう意味では東京や大阪の木造密集地域等はまさに変えなければいけないもので、こういう場所では高層化によってオープンスペースを生み出していくことが必要だということになると思います。それに対して、ここで「個性と活力あふれる地方都市」というのは、かつてはメニュー主義みたいな傾向もあったわけですけども、これからは各都市の多様性あるいは個性を尊重していくという方向なのでこういう表現になっているのでしょうか、そこら辺は区別して、それぞれ内容がよくわかるように述べていく必要があるのではないかと思います。

部会長 ありがとうございます。それでは、Gさん。

G臨時委員 事前の任意意見提出のときにも言わせていただいているのですが、この骨子を見たときに、社会の経済情勢等の分析の部分で、例えばバブル期の企業活動によって生じた虫食いの土地の問題とか、2003年問題の空き室の問題、不良債権の問題、そういうことが全く触れられていないのですが、それでいいのでしょうか。その辺のところ疑問に感じています。

それから、Fさんもおっしゃったように、国際競争力という話です。これも事前の意見で書かせていただきましたけれども、それぞれの都市の暮らしやすさのランクで、大阪が一番ビリだったのでしょうか、とにかく日本の都市は暮らしやすさのランクがとても低いのですけれども、暮らしやすさで国際競争力を競ってほしいなと考えています。

それと関連すると思いますが、コンパクト・シティということに関して私はBさんとはとらえ方が違うのですけれども、高いものを建てて周りがあるとコンパクト・シティと言えるというのは自立型の都市ということだと思っています。そこでは、子育て時代とか高齢時代を過ごすとか、そういうことがヒューマンスケールで展開されて、そしてエネルギーの問題とか廃棄物や排水の処理みたいなことも含めて、ある程度自立型の社会都市をコンパクト・シティというふうに私は理解しているんですが、そういう形の都市づくりがこれから必要だということを書いていただけるといいなと思っています。

特に子供の問題で私は思うのですけれども、子供には遊ぶ権利があるとか、安心して暮らす権利があるというふうに国連の「子どもの権利に関する条約」にも書いてありますね。例えば、50階建てのビルで子供たちが「遊びましょ」と言って上からおりてきて遊ぶということは、私、ちょっと想像しにくいんです。やはり人間のスケールと都市というものがちゃんとフィットしてほしいなと思っています。

最後に緑のことですけれども、この中で都市農業や都市農地のことが触れられていないように思うんです。都市の農地というのは、生産のための農地というよりは、水を地面に返していくとか、緑を提供するとか、いろいろ多機能の部分があると思うので、その辺をうまく緑や景観とリンクさせる方法はないものかなと思って、その辺を検討していただければと思います。

部会長 暮らしやすさで国際競争力を強化すべきだというお話ですが、暮らしやすさというのはどんなことを考えておられるのですか。例えば、物価が安いとか、安全とか、いろいろあると思うんですが。

G臨時委員 もちろん安全であることもそうですし、それから物価も含めて家賃が安いとか、子供たちを遊ばせる環境、お散歩するような環境、いろいろな意味での生活の質が高いということだと思っています。物価とか家賃の問題も大きいと思います。

部会長 これはなかなか難しいと思いますが、検討してください。

それから、今のお話の中の 2003 年問題というのは、古いビルの空室ができるという問題ですか。

G臨時委員 私は専門外なのでよくわからないのですが、東京の場合、再開発がこちらで行われていて、また、今も進んでいると思いますけれども、そういう部分がきちんと全部オフィスとして埋まって循環していつているのか、それともそちらに事務所が移ると、ほかのところが空室になってしまっているのか、そういう部分の話がよく理解できないんですが。

部会長 それはいろいろ多様な面がありまして、古いものは今の建築の防災基準や地震の構造基準に合わないものが残っていますね。それを残すべきだということになるのか。なかなか難しい問題ですが、それも含めて事務局の方で検討してください。書けるか書けないか、なかなか難しいと思うんですが。

G臨時委員 そういうデータがこの中に入っていなかったもので、その辺も調べていらっしゃるのか。それから、耐震の問題では、学校あたりは耐震補強をしたりしているので、そういうことが可能なかどうか、そこまではよくわからないんですが。

部会長 保存すべき古いものと、そうでなくてリニューアルすべきものとを区別すべきだと思っんですよ。耐震のために改築をしてでも保存すべき建築物も当然あると思っんです。だから、その辺は今日ここで結論が出るわけではないでしょうから、その辺も含めて検討してください。

それから、Bさん、何ですか。

B臨時委員 Cさんの古いものをとっておくのも大事なことだというのは私も思っんですし、子供が遊べるような広場をつくらなければいけないということもとても大事なことだと思っんですが、両方とも両立するということを実は言っているわけです。高いものを建てることによって、建てなくてもいいところがたくさん残る。そういうところは古い建物も残すし、遊び場もつくればいいじゃないか。避難路というけちなことを言わなくても、避難広場は最初からできてしまうのではありませんかと。例えば建蔽率が 10 % ~ 20 % レベルの街だったら、どうにでもデザインできるわけですから、そういうふうに住るべきところへ集中して建てれば、あとはゆっくりしますよという意味でコンパクト・シティがあるのではないかと申し上げているので、今ごちゃごちゃ建っているところの隣に 1 ブロックだけ、うんと高くしようということを言っているのではない。そういうものを含めて全部をレイアウトした街をつくるという意味で、古いものも保存し、遊び場もつくり、新しい景観もつくり出す、そういうダイナミックにやろうじゃないかということをお願いしたいんです。おわかりいただきたいと思っんですが。

部会長 ほかにどなたか御意見ございましょうか。

では、そろそろ終わりの時間が近づいておりますので、これについての御意見は一応ここで一区切りさせていただきます。

(2) その他

部会長 事務局から何かありますか。

事務局 本日は、御審議、ありがとうございました。

今後の日程でございますけれども、次回までに本日御審議賜りました骨子をベースといたしまして、ビジョンの文案を作成させていただきたいと思っております。

11 月の下旬に次回開催を考えておりますが、お手元にお配りしていますファクスの用紙に御都合のよい日程を御記入いただきまして、事務局までお知らせいただければ大変ありがたいと存じます。以上でございます。

部会長 それでは、本日は長時間の御審議をいただきまして、どうもありがとうございました。ただ、まだまだ御意見が全部発表できなかったことであろうかと思えます。御意見がございましたら、事務局の方へなるべく早く御連絡をお願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の審議を終了させていただきます。ありがとうございました。

閉 会